

社会福祉法人 流山中央福祉会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日～平成31年 3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
 男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること
 女性職員・・・取得率を95%以上にする

<対策>

- 男性職員も育児休業を取得出来ることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施する。
- 妊娠中～育児期にかけてのフローチャート及び育児休業等の制度の一覧表を対象職員に配布し、取得を促進する。

目標2：小学校就学前の子を持つ職員が、請求により所定外労働を免除される制度を周知し、利用を促進する。

<対策>

- 職員へのアンケート調査を実施する。
- 制度を導入し、社内掲示などにより全職員へ周知する。

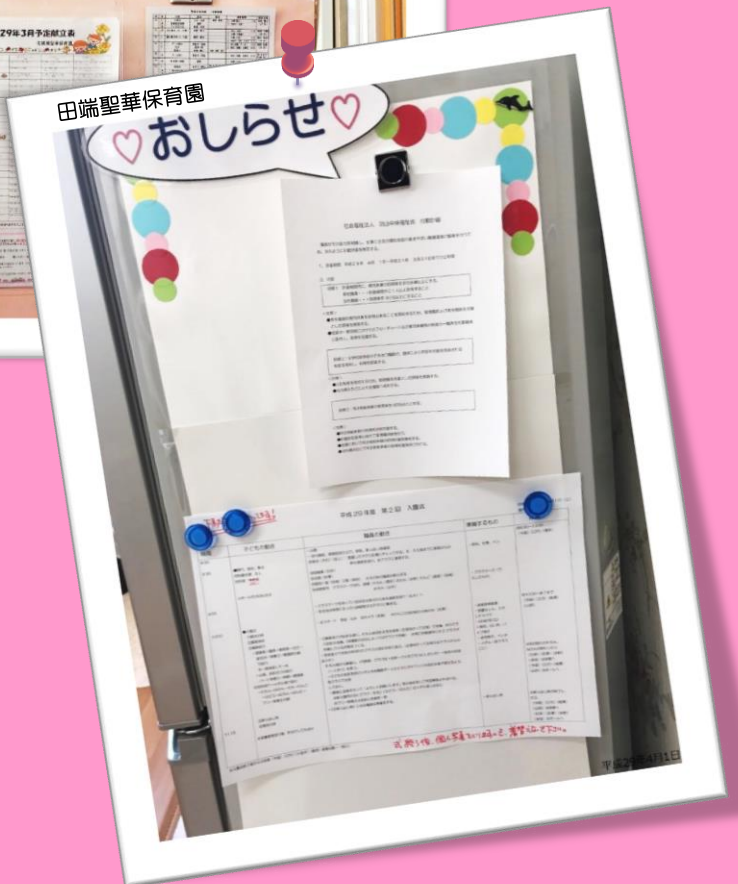
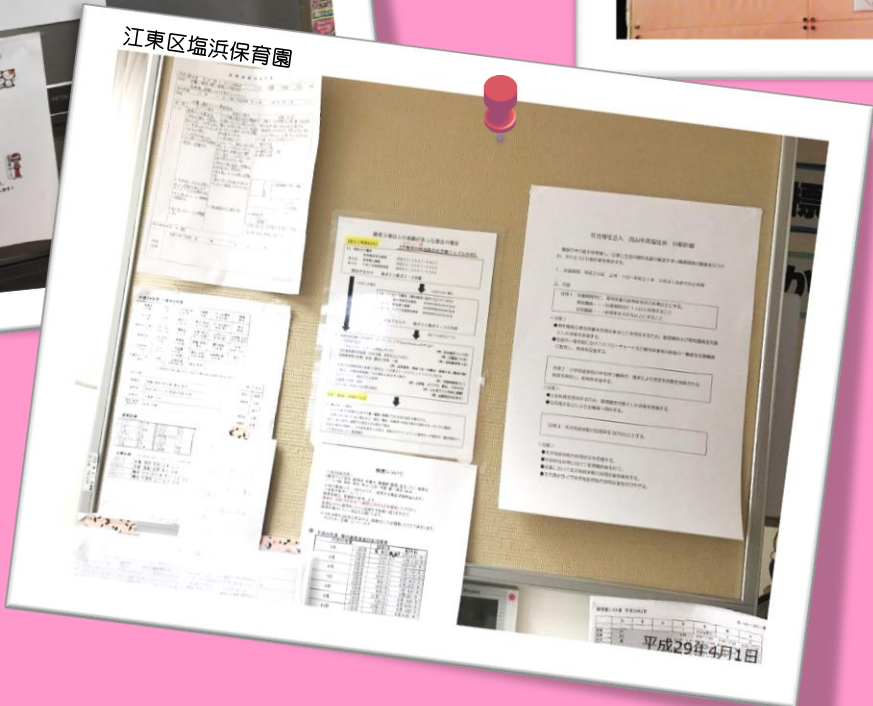
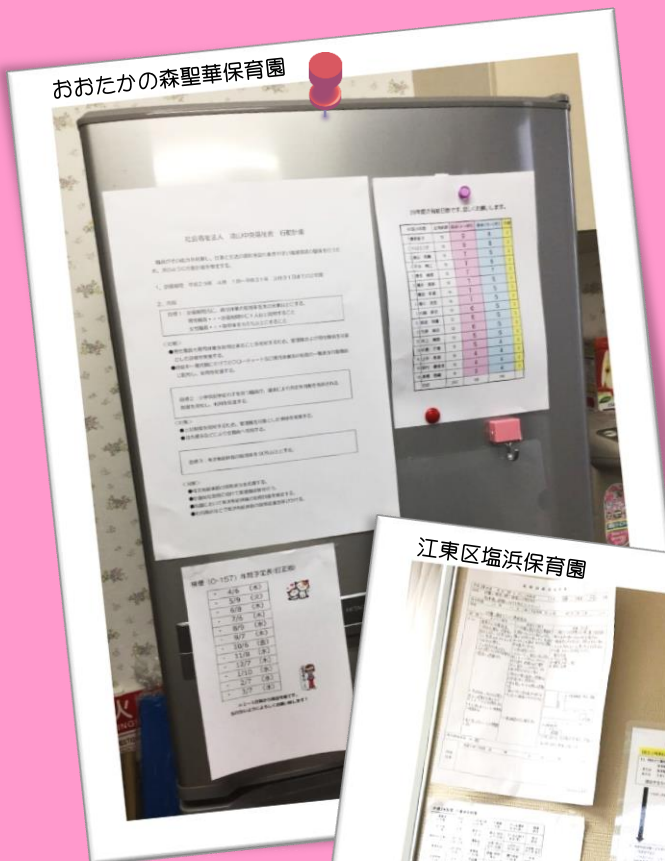
目標3：年次有給休暇の取得率を90%以上とする。

<対策>

- 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 計画的な取得に向けて管理職研修を行う。
- 各園において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 社内掲示などで年次有給休暇の取得促進を呼びかける。



社会福祉法人 流山中央福祉会は、
 職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り
 働きやすい職場環境の整備を行うため、
 一般事業主行動計画を策定しています！



※職員掲示板に貼って周知をしています